ネットワーク大府指定訪問介護事業所
重要事項説明書

特定非営利活動法人　ネットワーク大府

愛知県大府市森岡町一丁目３０番地

ＴＥＬ：０５６２（８５）７０２８

ＦＡＸ：０５６２（４４）２９５３

訪問介護サービス　　重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１．事業者

（１）法人名　　特定非営利活動法人　ネットワーク大府
（２）法人所在地　愛知県大府市森岡町一丁目３０番地
（３）電話番号　　０５６２－４４－３７３５
（４）代表者氏名　理事長　矢澤　久子
（５）設立年月　　平成１１年９月１日（任意団体設立平成４年９月１日）

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定訪問介護事業所
（２）事業の目的　　指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供することを目的とします。
（３）事業所の名称　　ネットワーク大府指定訪問介護事業所
（４）事業所の所在地　愛知県大府市森岡町一丁目３０番地
（５）電話番号　　０５６２－８５－７０２８　ＦＡＸ　０５６２－４４－２９５３
（６）管理者　　服部　淳子
（７）当事業所の運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（８）開設年月　　平成１１年１０月２９日
（９）通常の事業の実施地域　　大府市
(10) 営業日及び営業時間

営　　業　　日	年中無休
サービス提供時間帯	年中　　平常 8 時～18 時　早朝 6 時～8 時　夜間 18 時～22 時 深夜 22 時～翌朝 6 時

但し、午後 6 時以降は留守番電話に切り替わり、折り返しの連絡になる場合あり。

３．職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

［主な職員の配置状況］

職　　種	常　勤	非常勤
1．管理者	1	
2．サービス提供責任者	2	2
3．ホームヘルパー	常　勤	登　録
（1）介護福祉士	2	12
（2）ホームヘルパー養成研修２級課程または初任者研修修了者		20

令和６年６月１日現在

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて

（1）　利用料金が介護保険から給付される場合
（2）　利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条、第９条）

以下のサービスについては、利用料金の１割、２割又は３割が自己負担額となります。

［サービスの概要と利用料金］

○身体介護
入浴・排泄・食事等の介護を行います。
○生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

①身体介護

○入浴介助　・・・入浴の介助、または入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
○排せつ介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。
○体位変換　・・・体位の変換を行います。
○通院介助　・・・通院の介助を行います。

②生活援助

〇調理　･･･ご契約者の食事の調理を行います。

〇洗濯　･･･ご契約者の衣類等の洗濯を行います。

〇掃除　･･･ご契約者の居室の掃除を行います。

〇買い物･･･ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。

［利用料金］

それぞれのサービスについて､平常の時間帯(午前８時から午後６時)での単位

負担割合証に準じます。

	サービスに要する時間	20 分～30 分未満	30 分～1 時間未満	1 時間 30 分～30 分増す毎に
身体	介護単位	244	387	82

	サービスに要する時間	20 分～45 分未満	45 分以上
生活	介護単位	179	220

加算	初回訪問加算	200	令和 6 年6 月 1 日より	介護職員等処遇改善加算Ⅱ　22.4%
	緊急時訪問介護加算	200		

令和６年６月１日より、新処遇改善加算となり、

今までの、処遇改善加算・ベースアップ加算が「介護職員等処遇改善加算」に

一本化されます。

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数 22.4％

地域区分の適用地域が大府市は 7 級地で 1 単位 10.21 円

全ての利用料は介護保険法に基づき算定されます。

□　平常の時間帯（午前８時から午後６時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は､介護保険の支給限度額の範囲内であれば､介護保険給付の対象となります。

■　夜間(午後６時から午後１０時まで)：２５％

■　早朝(午前６時から８時まで)　　：２５％

■　深夜(午後１０時から午前６時まで)：５０％

☆２人のホームヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで､通常の利用料金の２倍の料金をいただきます。

※２人のホームヘルパーでサービスを行う場合　(例)

- 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）交通費(契約書第９条)

○ 買物・移送サービスを受けた場合には介護保険外に 1km80 円の交通費実費をいただきます。

○ 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（３）利用料金のお支払方法(契約書第９条)

前記(１)の利用料は、１か月ごとに計算し、翌月初めにご請求しますので、下記いずれかの方法でお支払い下さい。

（１） 郵便局の口座からの自動引き落とし
JA あいち口座の自動引き落とし
SMBC ファイナンス登録口座からの自動引き落とし
（２） 訪問徴収
（３） ネットワーク大府の口座へ振り込む
あいち知多農業協同組合　大府西　支店
金融コード　６５３１－４８１
普通預金口座番号　０３０３３１
口座名　特定非営利活動法人ネットワーク大府

（４）利用の中止、変更、追加(契約書第１０条)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後５時までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日午後 5 時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用予定日の前日午後５時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後５時までに申し出がなかった場合	１，０００円

５．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行うホームヘルパー

サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。

（２） ホームヘルパーの交替（契約書第６条）

① ご契約者からの交替の申し出

選任されたホームヘルパーの交替を希望する場合には、ホームヘルパーが業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してホームヘルパーの交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定のホームヘルパーの指名はできません。

② 事業者からのホームヘルパーの交替

事業者の都合により、ホームヘルパーを交替することがあります。ホームヘルパーを交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（３） サービス実施時の留意事項（契約書第７条）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は　定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示･命令

訪問介護サービスの実施に関する指示･命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（４）サービス内容の変更（契約書第 11 条）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 虐待防止に関する事項（契約書第 12 条）

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施する為の担当者を置く。

(6) 事業者及びサービス従事者の義務（契約書第 13 条）

不測の事態が生じた場合には、主治医に連絡し、管理者と共に速やかに対処します。

(7) ホームヘルパーの禁止行為(契約書第 15 条)

ホームヘルパーは、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為又は医療補助行為
② ご契約者もしくはその家族等からの物品の授受
③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

６．事故発生時の対応

事故が発生した場合には適切な対応をし、管理者に速やかに連絡をします。
障害等発生時には救急車の手配、主治医への連絡等を速やかに行い事故後は、必要な行政への報告書を提出いたします。

７．通報への同意（秘密保持）

利用者の生命・身体の安全が害される可能性があると考えられる場合、及び利用者の財産が侵害される可能性があると考えられる場合、その他利用者の権利が侵害される可能性があると考えられる場合、事業者は大府市高齢者虐待防止センターに相談・連絡をして、適切な援助を求めることがあります。

８．サービス提供記録の開示について

利用者又は利用契約書第 24 条によって定められた代理人により、当該利用者のサービス提供記録開示の要望がある場合には、特定非営利活動法人ネットワーク大府指定訪問介護事業所個人情報保護規程に基づき、開示いたします。
又、サービス機関において、連絡調整等において必要な場合、個人情報同意書に基づきます。
使用する期間　契約締結日から契約終了日まで。
個人情報の提供は、必要最小限とし、提供にあたっては、関係者以外のものに漏れる事のないよう細心の注意を払う事。

９．不測の事態及び苦情の受付について(契約書第 24 条)

不測の事態が生じた場合、又は提供したサービスに関する苦情や相談は　以下の窓口へ遠慮なくご連絡下さい。

○　受付窓口　　管理者　服部　淳子
　　サービス提供責任者　　濵﨑　敦子
　　受付時間　　２４時間　　０５６２－８５－７０２８

○　**事業所以外に下記へ苦情を伝えることができます。**

大府市役所 高齢障がい支援課	所在地　　大府市中央町五丁目７０番地 電話番号　０５６２－４５－６２８９ ＦＡＸ　　０５６２－４７－７３２０ 受付時間平日　（月曜日から金曜日） ８：３０～１７：１５

愛知県国民健康保険団体連合会	**所在地** **名古屋市東区泉一丁目６番５号** **国保会館南館７階** **電話番号　０５２－９７１－４１６５** **受付時間平日（月曜日から金曜日）** **９：００～１７：００**

「指定訪問介護」重要事項説明書

令和　　年　　月　　日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ネットワーク大府指定訪問介護事業所説明者

氏　名　　印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始と個人情報に同意しました。

契約者住所

氏　　名　　印

代理人住所

氏　　名　　印

利用者家族住所

（続柄　　）

氏　　名　　印